

佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市民の音楽文化振興を図り、もって住民の福祉に資するため、佐倉市民音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）での活動における管弦楽、吹奏楽等楽団の登録及び演奏活動等への支援に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管弦楽 弦楽器、金管楽器、木管楽器及び打楽器で構成される演奏形態のことをいう。
- (2) 吹奏楽 金管楽器、木管楽器及び打楽器で構成される演奏形態のことをいう。
- (3) ブラスバンド 金管楽器及び打楽器で構成される演奏形態のことをいう。
- (4) 管弦楽、吹奏楽等楽団 管弦楽、吹奏楽又はブラスバンドでの演奏を行う団体のことをいう。

(楽団の支援)

第3条 市は、音楽ホールで演奏等の活動を行う管弦楽、吹奏楽等楽団であつて、次の各号のいずれにも該当するものについて、支援をすることができる。

- (1) 国、都道府県又は市町村等が組織する団体等でないこと。
- (2) 継続的かつ計画的に音楽の演奏を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (3) 次の行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業その他これに類する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為その他の政治的行為
 - ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為その他の宗教的活動
 - エ その他市長が別に定める行為
- (4) 団体としての規約又は会則を有していること。
- (5) 代表者及び連絡担当者が、市内に住所を有すること。
- (6) 構成員が概ね30人以上で、その3割を超える者が市内に住所を有し、又は勤務若しくは通学していること。
- (7) 構成員が、原則として専ら学生のみ又は1つの企業等の関係者のみでな

いこと。

- (8) 1年に1回以上、音楽ホールでの定期演奏会等を実施していること又はその予定を有していること。

2 前項に規定する管弦楽、吹奏楽等楽団に対する支援は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則（令和6年佐倉市規則第33号）第2条に規定する期間に関すること。
- (2) 管弦楽、吹奏楽等楽団が定期演奏会を音楽ホールで行う場合の企画及び運営に関すること。
- (3) 頻回な運搬に困難を伴う楽器等を音楽ホールで一時的に保管すること。

（登録の申請）

第4条 支援を受けようとする管弦楽、吹奏楽等楽団の代表者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする管弦楽、吹奏楽等楽団の代表者は、楽団登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 管弦楽、吹奏楽等楽団の規約又は会則
- (2) 会員名簿
- (3) 活動報告書又は活動計画書

（登録の通知）

第5条 市長は、申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、楽団登録決定通知書（別記様式第2号）により、不適当と認めるときは楽団登録却下決定通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（登録の期間）

第6条 登録の期間は、当該登録の決定をした日の属する年度の3月31日（以下「登録期間満了日」という。）までとする。

（登録の更新）

第7条 登録期間満了日以後も登録を受けようとする管弦楽、吹奏楽等楽団の代表者は、同日から起算して3か月前から市長が別に定める日までの間に、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 管弦楽、吹奏楽等楽団の規約又は会則
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 活動報告書

（変更の届出等）

第8条 管弦楽、吹奏楽等楽団の代表者は、登録事項に変更が生じたときは楽団登録事項変更届出書（別記様式第4号）により、当該活動を廃止するときは楽団登録廃止届出書（別記様式第5号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、管弦楽、吹奏楽等楽団が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- （1）第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- （2）虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたことが明らかと認められるとき。
- （3）音楽ホールの利用条件に反し、又は音楽ホールの利用に関する所定の手続等を故意に怠ったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その旨を楽団登録取消通知書（別記様式第6号）により当該登録楽団に通知するものとする。

（団体情報の提供）

第10条 市長は、管弦楽、吹奏楽等楽団の会員となることを希望する者等から当該管弦楽、吹奏楽等楽団に関する情報の求めがあったときは、当該管弦楽、吹奏楽等楽団に係る申請書並びに第4条第2項第1号及び第3号の情報を提供するものとする。ただし、代表者及び連絡担当者の個人情報については、当該情報を提供する前に代表者等の同意を得て提供する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年3月27日佐音第225号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）佐倉市長

団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

楽団登録申請書

佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱第 4 条に基づき、必要書類を添付のうえ下記のとおり申請をします。

記

1	ふりがな		
楽団の名称			
2	代表者	ふりがな	
		氏名	
		住所	
3	演奏形態		管弦楽 ・ 吹奏楽 ・ ブラスバンド
4	連絡 担当者	氏名	
		住所	
		電話番号	
5	電子メールアドレス		
6	ホームページURL		
7	活動日、活動時間		
8	主な活動場所		
9	会 員 数		名（ 年 月現在）
10	会員の募集		募集中 募集していない
11	会員資格要件		
12	会 費		円／月・年 （入会金 円）
13	入会希望者への代表者及び 連絡担当者の連絡先の提供 可否		可 ・ 否

注1 管弦楽：弦楽器、金管楽器、木管楽器及び打楽器で構成される演奏形態
吹奏楽：金管楽器、木管楽器及び打楽器で構成される演奏形態
ブラスバンド：金管楽器及び打楽器で構成される演奏形態

注2 5、6については、有する場合のみ記載

【同意事項】

入会希望者等に上記代表者及び連絡担当者に係る情報を提供することに同意します。（自署の場合押印不要）
代表者 連絡担当者

年 月 日

様

佐倉市長



楽団登録決定通知書

年 月 日付けで提出された楽団登録申請について、下記のとおり登録しましたので、佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

1 楽団名

2 期間 年 月 日まで

申請内容に変更があった場合は、速やかに楽団登録事項変更届出書（別記様式第4号）を提出してください。

年 月 日

様

佐倉市長



楽団登録却下決定通知書

年 月 日付けで提出された楽団登録申請書について、下記の理由により登録しないことを決定しましたので、佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

1 登録却下理由

年 月 日

（宛先） 佐倉市長

楽団名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

楽団登録事項変更届出書

佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱第 4 条の規定による申請に係る登録事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

変更内容（該当に○をしてください。）		
1 楽団の名称	2 代表者	3 演奏形態
4 連絡担当者	5 電子メールアドレス	6 ホームページURL
7 活動日、活動時間	8 主な活動場所	9 会員数
10 会員の募集	11 会員資格要件	12 会費
13 入会希望者へ連絡先提供可否		
変更前	変更が複数ある場合は、変更内容の番号を書いてください。	
変更後	団体の会則・会員名簿については最新のものを添付してください。	

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先） 佐倉市長

団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

楽団登録廃止届出書

年 月 日付けで佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱第 4 条の規定により申請した下記の楽団の登録を廃止したいので届け出ます。

記

1 廃止する楽団名

2 理由

年 月 日

様

佐倉市長



楽団登録取消通知書

下記のとおり、 年 月 日付け楽団登録決定通知書に係る登録を取り消しましたので、佐倉市民音楽ホールにおける管弦楽、吹奏楽等楽団の登録に関する要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 楽団名

2 取消日 年 月 日

3 理由